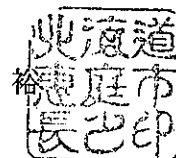


恵庭市告示第12-5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、以下のものを指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

恵庭市長 原田



1. 指定公金事務取扱者の名称および所在地

(1) 株式会社道央環境センター

恵庭市本町27番地

(2) 恵庭環境保全事業協同組合

恵庭市戸磯76番地27

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3. 指定公金事務取扱者を委託した日

令和8年4月1日

4. 委託する公金事務に係る歳入

廃棄物処理手数料